

廣報伊方町

人 和 町 務 課 所
行 方 支 所 所
伊 方 町 印 刷 所
尾 上 八 幡 電 話

がんばろう
今年も
完納で

財政事情

「35年度決算から」 赤字435万円を解消

町議会十二月例会は二十一日開かれ、昭和三十五年一般会計を始め、各会計の決算を確定しました。みなさんおなじみの税金のほかに町の収入がどのくらい使われているか、また町の重点はこのところ、くわしく知っていただくために町では条例によって二年に一回にわたって財政の状況をお知らせすることになっています。今日は昭和三十五年決算を中心とした財政事情の公表をおこないます。

三十五年決算の結果、決算赤字は二千六百七十九万二千九百三十九円、四十三年度末の赤字より、四百三十五万円減っており、まるといって、一般会計の収入総額九千二百四十四万の内訳です。うち、特定財源もいえる使用のつつかへるものは五割三分となっています。

地方交付税が九割を占め、収入は、むすか三割となつていますが、これは一人当たり、九千九百四十九円と、とんな方面に便したか、この内訳をあらわしたのが三十五年収入のつかいみちであらわしています。

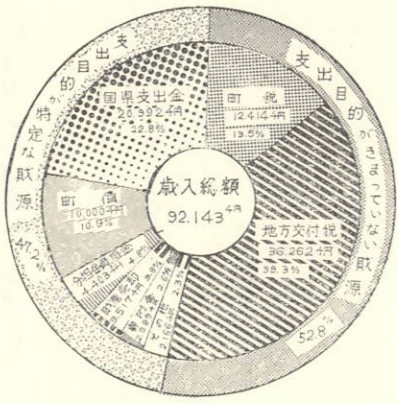
事業費総額四千万円

三十五年事業の内容

昭和三十五年は健全財政の運営を基本方針に、計画にむけて事業を中心とする事業を実施しました。

主な事業は次の通りです。

- 普通建設事業
 - 伊方中学校危険校舎改築事業 一、六三三万円
 - 伊方小学校不備校舎改築事業 二、七六六万円
 - 舎増築事業 二、七六六万円
 - 九町小学校危険校舎改築事業 二、七六六万円
- 災害復旧事業
 - 伊方港漁港防波堤修築事業 四、四四四万円
 - 伊方港漁港防波堤修築事業 五、〇〇〇万円
 - 伊方港漁港防波堤修築事業 五、〇〇〇万円
 - 伊方港漁港防波堤修築事業 五、〇〇〇万円
- 失業者対策事業
 - 町道大成線新設 二、七〇〇万円
 - 町道大成線新設 二、七〇〇万円
 - 町道大成線新設 二、七〇〇万円
 - 町道大成線新設 二、七〇〇万円
- 復旧事業
 - 一七〇万円
 - 三〇〇万円
- その他
 - 九〇〇万円



35年度収入のつかいみち

収入額9,214万円 税は1人当998円

土木費 22,198,400円 1人当 1,785円	消防費 6,814,000円 1人当 55円	役場費 11,039,400円 1人当 889円	議会費 1,179,400円 1人当 95円
産業経済費 4,981,400円 1人当 400円	保健衛生費 2,625,400円 1人当 211円	社会労働費 4,918,400円 1人当 395円	教育費 23,968,400円 1人当 1,927円
公債費 14,270,400円 1人当 1,147円	選挙費 275,400円 1人当 22円	統計調査費 219,400円 1人当 18円	取産費 530,400円 1人当 43円

昭和36年3月31日現在
世帯数 2,593戸
人口 12,435人

赤字 4,354,400円
1人当 350円

諸支出金 906,400円
1人当 73円

国保会計

国保特別会計決算

1. 歳入		35年度決算額	被保険者1人当の額
国民健康保険税	5,387	590	
使用料・手数料	0	0	
国庫支出金	7,775	851	
繰越金	571	62	
雑収入	15	2	
歳入合計	13,758	1,505	
2. 歳出		35年度決算額	被保険者1人当の額
役場費	1,289	141	
保険給付費	11,068	1,211	
保健施設費	266	27	
借入金	32	4	
公諸支出金	164	18	
歳出合計	12,819	1,405	

農業委員改選

ことしは、農業委員による改選が行われます。三月二十三日の投票によって選ばれる委員は、おのづから「選挙」によって選ばれた方々です。

この選挙は、三月二十三日に行われ、投票時間は午前八時から午後四時までです。

選挙の区割りについては、町議会が決定しています。

選挙の区割りについては、町議会が決定しています。

有権者4千2百余名

選挙区	有権者数	投票率
第一投票区	877	87.7%
第二投票区	1,171	87.7%
第三投票区	1,171	87.7%
第四投票区	1,171	87.7%
第五投票区	1,171	87.7%
第六投票区	1,171	87.7%
第七投票区	1,171	87.7%
第八投票区	1,171	87.7%
第九投票区	1,171	87.7%
第十投票区	1,171	87.7%
第十一投票区	1,171	87.7%
第十二投票区	1,171	87.7%
第十三投票区	1,171	87.7%
第十四投票区	1,171	87.7%
第十五投票区	1,171	87.7%
第十六投票区	1,171	87.7%
第十七投票区	1,171	87.7%
第十八投票区	1,171	87.7%
第十九投票区	1,171	87.7%
第二十投票区	1,171	87.7%

歳末たすけあい

有難うございました

昨年十月中を歳末たすけあい久保 五七五二 二見 五〇〇
運動員として恵まれない人々の加層 五三〇 田ノ浦 九六五
ために皆様方の御情を御願ひ 吉原 六八五 島津 五六五
たしました。深く御礼を 大成 五〇〇



農 作 業

市内電話の かけかた

じようすな
一、米麦について
二、早期の稲作は晴天の無風
日を選び、三月二十五日に
蒔き出す。
三、養蚕は四月中旬迄石炭
混合型十五倍液中エマソン
液を十リットル、当り十八cc
の割合に加糖液、肥料を〇
・三〇加え充分攪拌して充分
に散布。
四、甘藷について
一、其の苗の選別を市用種に
分類し、その期に実施する。許
可種は、
①黒川川原種……高千穂
②黒川川原種……高千穂
③黒川川原種……高千穂
④黒川川原種……高千穂
⑤黒川川原種……高千穂
⑥黒川川原種……高千穂
⑦黒川川原種……高千穂
⑧黒川川原種……高千穂
⑨黒川川原種……高千穂
⑩黒川川原種……高千穂

税 民 住

三十七年度から申告制 課税方法を改正

昭和三十一年度から、住民税(市県税、県税)の内容に重要な改正がなされ
ました。これは地方税法の改正によるもので、住民税の負担を軽減し、
また、住民負担の均衡をはかることを目的として、
改正の要点は、
①課税方式の簡素化
②所得者の所得
額の拡大
③住民税の申告制による改正が主
です。
この改正による、当町に住民がある人は三月十日までに、一町民税、県民税
申告書(可成り)を提出することが必要となります。

課税方式を簡素化 住民負担の均衡をとる

これまで、住民の課税方式に
五つの方法があり、どの方法
が適用されるかは、それぞれの市町
村が定めていました。このため、
市町間で住民の課税方法が
まちまちになっていました。また、
この課税方式は、
①所得者の所得額
②所得者の所得額
③所得者の所得額
④所得者の所得額
⑤所得者の所得額
⑥所得者の所得額
⑦所得者の所得額
⑧所得者の所得額
⑨所得者の所得額
⑩所得者の所得額

一家一

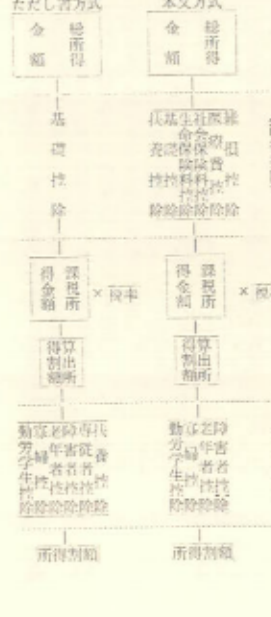


ホホ...

専従者控除を新設

山林及び退職所得の課税を分離
専従者控除
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額

住民税の課税方式



住民税の課税額は、
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額
所得者の所得額

人口

昭和37年3月1日現在	人口	12,183	(男5,952 女6,231)
昭和36年3月1日現在	人口	12,572	